

飼い犬の各種手続き

～ 犬を飼ったら各種手続きが必要になります ～

犬は、生涯に一度の登録と毎年1回（4月から6月までの間に）の狂犬病予防注射を受けることが法律で定められています。犬の登録後の変更や異動等についても手続きが必要です。
また、飼えなくなった場合は、宮城県仙南保健所にご相談ください。

◆各種申請・届出等 町民生活課環境衛生係（役場1階 ②番窓口） TEL 0224-53-2114

No.	手続き名	内容	届出者	時期	提出書類	交付物 返却物	手数料 (円)
1	犬の登録	新たに登録されていない犬を飼うとき	所有者	犬を飼い始めた日から30日以内 (生後90日を経過した日から30日以内)	犬の登録申請書	犬の鑑札を交付	3,000
2	犬の鑑札再交付	犬の鑑札を亡失又は損傷したとき	所有者	亡失又は損傷したときから30日以内	犬の鑑札再交付申請書	犬の鑑札を再交付 ※損傷の場合はその鑑札を返却	1,600
3	注射済票交付	個人で注射したとき	所有者	4月から6月まで ※獣医師からの正当理由があれば6月以降でもよい	獣医師発行の狂犬病予防注射済証	注射済票証明シール	550
4	注射済票再交付	注射済票を亡失又は損傷したとき	所有者	亡失又は損傷したときから30日以内	—	注射済票を再交付 ※損傷の場合はその注射済票を返却	340
5	犬の登録事項の変更	大河原町内で犬の所在地、所有者の住所、所有者が変わったとき	所有者 又は 新所有者	変更の事実があったときから30日以内	登録事項変更届 ・犬の所在地 ・所有者の住所 ・所有者	—	無料
6	犬の登録事項の変更	大河原町外から転入 犬の所在地、所有者の住所が変わったとき	所有者 又は 新所有者	変更の事実があったときから30日以内	登録事項変更届	旧鑑札と引換えに新鑑札を交付	無料
7	死亡	犬が死亡したとき	所有者	死亡したときから30日以内	犬の鑑札及び注射済票を返却	—	無料
8	所有権放棄	犬が飼えなくなったとき	所有者	宮城県仙南保健所にご相談ください TEL : 0224-53-3119			